

[事案 2023-127] 新契約無効請求

・令和6年4月1日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年10月に契約し、令和4年12月に減額、令和5年1月に解約した利率変動型積立終身保険（契約者および被保険者は申立人。契約①）と、令和4年9月に契約し、令和5年11月に解約した利率変動型積立終身保険（契約者は申立人、被保険者は子供。契約②）について、以下等の理由により、契約①②を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約①②の締結時に、募集人から十分な説明がなく、設計書も後日渡されたにすぎない。
- (2) 募集人から、普通の学資保険よりは増え、元本割れすることはほとんどないと言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②ともに募集人は適切に対応しており、申立人に錯誤は生じていない。
- (2) 申立人は、保険料支払方法を変更するなど、契約①について継続の意思を持っていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時等の説明状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は既に契約①に加入しており、新たに契約②に加入することについて、十分な説明および適合性の判断がなされたか疑問が残る。募集人は、申立人から、契約②の方が予定利率が高いことから、契約②に加入した方が得だと言われ、押し切られる形で契約②が締結されたと陳述したが、募集人としては新規契約ないし切替えの合理性を理解、説明し、申立人の保険料支払能力を含めた適合性を判断する必要があると言える。
- (2) 募集人の陳述によると、申立人から契約②の加入の際に金額的に厳しい旨を聞いている以上、本当に契約②を継続できるのかについてしっかり確認をするべきだったと言える。
- (3) 募集人は、契約②について、被保険者を子供に変更することを申立人に打診しているが、本来、被保険者は契約者が決定する契約の非常に重要な要素であり、募集人の成績のために、変更等をお願いするべき対象ではないと言える。